

第 8 3 回 宍 粟 市 議 会 臨 時 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 3 1 年 1 月 1 1 日 (金 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 会 1 月 1 1 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日)

議 事 日 程

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

日 程 第 2 会 期 の 決 定

日 程 第 3 第 1 号 議 案 平 成 30 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 6 号)

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

日 程 第 2 会 期 の 決 定

日 程 第 3 第 1 号 議 案 平 成 30 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 6 号)

追 加 日 程 第 1 第 1 号 議 案 平 成 30 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 6 号)

応 招 議 員 (1 6 名)

出 席 議 員 (1 6 名)

1 番	津 田 晃 伸	議 員	2 番	宮 元 裕 祐	議 員
3 番	山 下 由 美	議 員	4 番	東 豊 俊	議 員
5 番	今 井 和 夫	議 員	6 番	大 久 保 陽 一	議 員
7 番	田 中 孝 幸	議 員	8 番	浅 田 雅 昭	議 員
9 番	田 中 一 郎	議 員	1 0 番	神 吉 正 男	議 員
1 1 番	飯 田 吉 則	議 員	1 2 番	大 畑 利 明	議 員
1 3 番	林 克 治	議 員	1 4 番	榎 橋 美 恵 子	議 員
1 5 番	西 本 諭	議 員	1 6 番	実 友 勉	議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	宮崎一也君	書記	小谷慎一君
書記	岸元秀高君	書記	小椋沙織君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三君	副市長	中村司君
教育長	西岡章寿君	企画総務部長	坂根雅彦君
まちづくり推進部長	富田健次君	市民生活部長	平瀬忠信君
健康福祉部長	世良智君	産業部長	名畑浩一君
建設部長	花井一郎君	一宮市民局長	上長正典君
波賀市民局長	坂口知巳君	千種市民局長	津村裕二君
会計管理者	榎谷米男君	総合病院事務部長	志水史郎君
教育委員会教育部長	前田正人君	農業委員会事務局長	西村吉一君

(午前 9時30分 開会)

○議長(実友 勉君) 皆様、おはようございます。

ただいまから、第83回宍粟市議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第121条の規定に基づき、今期臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配付しております議長宛での通知書写しのとおりであります。

報告2、本日、市長から議案1件が提出されております。

これにて報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(実友 勉君) 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名いたします。

6番、大久保陽一議員、7番、田中孝幸議員、以上、両議員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長(実友 勉君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、1日限りとしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

会期は、本日、1日限りと決定いたしました。

日程第3 第1号議案

○議長(実友 勉君) 日程第3、第1号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 皆さん、おはようございます。新年早々の議会を招集させていただきまして、大変お忙しい中、ありがとうございます。新しい年を迎えました。改めてになりますが、明けましておめでとうでございます。どうぞ本年もよろしくお

願ひ申し上げたいと、このように思ひます。

それでは、第1号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、閉鎖される宍粟市山崎町中比地の工場跡地を、公立宍粟総合病院の建て替えも見据え、公共用地として先行取得するための予算を計上するものであります。歳入歳出をそれぞれ6億6,167万円増額し、補正後の総額を268億5,787万5,000円とするものであります。

なお、当該用地に相当数の建物、工作物があり、購入後においても除却作業に期間を要し、除却の完了が来年度になる見込みであるため用地購入費については、繰越明許費を計上しております。

議員各位におかれましては、諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） おはようございます。それでは、ただいま市長から提案ございました第1号議案の一般会計補正予算につきまして、何点か質疑をさせていただこうというふうに思ひます。

今回提案いただいておりますのは、公共用地の先行取得でございますが、公共用地を取得する場合、どのような内容の事業の用地なのかということとか、あるいはその規模はどんなものか、どんなものを建設するのかというような事業計画というのが普通必要だろうかというふうに思ひます。

当然ながらですが、その裏づけとしては、市の福祉や都市計画あるいは環境全般にわたる総合計画、そういうものの中の基本計画とか、実施計画とかございますが、そういうところにもしっかりとこのことが明記をされているということがあって初めてその用地について審議をするというのが議会の我々の役割かなというふうに考えておるわけでございますが、しかし、今御提案の今回されている中身は、総合病院の建て替えを見据えてということで、具体的に総合病院の建て替えの事業計画なり、案が全く示されていません。非常によい土地があるので、その土地について買いたいから審議してくれと、そういう乱暴な提案だというふうに私は受けとめておりまして、なかなかどこをどのように審議していったらいいのかというのは、困惑

するような議案の提案を受けているところでございます。

そこで、何点かもう少し補足説明をいただきたいわけですが、この先行買収に対する法的根拠ですね、どういう根拠をもってこういう先行買収に対する法律というのがあるのかと。そのどれを活用してこの提案をされようとしているのか。

あるいは、先ほども言いましたが、病院の建て替え事業について、どのような計画がされておるのかというあたりをもう一度お示しをいただきたいと思うわけですが、それが1点でございます。

それから、先ほども言いましたが、事業計画等が十分示されていない中で、先行してということでございますが、新聞報道によりますと、10年後、これから皆さんと一緒に考えていくんだというようなことが書いてあるんですが、なぜその10年後のものを今買わなければいけないのか、早期に土地を取得する必要があるのかという、その辺の理由について、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、三つ目は、こういう市長が提案される場合に、市内部あるいは市長の附属機関を設けて市民の皆さんの意見をどれだけ集めてこられているのかというあたりを質疑をしたいと思いますが、私どもがいただいている資料からいいますと、昨年8月に土地所有者のほうから買い取り協議の申し入れがあったというふうにございますが、そういう協議を行ってこられた以降、決断をするに、この土地を購入するという判断を下される前に、どれだけの方の意見を聞いてこられたのか、そういうものを公式な場なり、どういう機会でされたのかというあたりをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、最後4点目でございますが、今回の用地の6億6,000万余りは、地域振興基金の取り崩しを財源というふうにされております。基金条例の中の第1条の設置目的に、地域住民の連帯の強化または地域振興等に要する経費に充てるというふうに、地域振興基金の使い道、目的というのを定められておりますけども、10年後の建て替えというようなことが、この地域振興を図るという、この目的に合致しているものなのかどうか。私はすぐにでもそういう病院の建て替えの話が始まらないことには、地域振興基金を充当する意味がないんじゃないかなというふうに思うわけでありまして、その辺、なぜこの財源を充てられるのかというあたりも伺いたいと思います。

ちょっと1回目お願いいたします。

○議長（実友 勉君） 答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、事前に通告の概ね5点ということでしたので、それに沿って、ただいまのお話も踏まえながら、幾らか重複する部分もそれぞれの項目であるかもわかりませんが、それぞれ順次考え方をお答え申し上げたいと思います。

まず、先行買収の法的根拠、単純に言いますと、何も根拠ないやないかと、どうなんだと、こういうことも含めてであります。今回、所有者より、かねてよりお話をさせていただいておりましたが、公有地の拡大の推進に関する法律第5条による届け出を受け、所有者の売却意向を確認したことから始まりました。ただし、いわゆる公拡法には該当しないということで回答もさせていただいたとおりでありますし、事前にちょっと御報告もさせていただきました。したがって、今回の取得につきましては、市が将来の公共用地として取得するものと、こういうふうに捉えております。

2点目に、事業に先行して早期に取得する理由はと、こういう御質問であります。今回の購入予定の用地は御承知のとおり、約4万平方メートルという広大な土地であります。また、概ね整形の土地でもありまして、特に交通の利便性なんかを考えますと、中国横断自動車道路からの距離も近い、あるいはあらゆる交通の利便性も高いと、こういうふうな状況にあります。したがって、そういうことをもろもろに勘案しまして、宍粟市にとりましては、宍粟市の将来に非常に有益な土地であると、このように考えて先行取得と、こういうことであります。

3点目の、特に1点目、2点目と関連して、そういう計画もない、あるいは市民の意見をということもありますが、御承知のとおり、総合計画は基本構想10年、いわゆる将来の構想をということでもあります。前期計画5年で定めております。平成28年度に定めたということでもあります。いわゆる宍粟市の進む道しるべとしておりますが、この基本目標として「安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち」と明記をしております。それから、保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくりを基本方針の一つとしておるところであります。

そのような方向の取り組みの一つとして、健康づくりであったり、あるいは安心の医療体制づくりに資する取り組みとして、今回用地購入を進めるものであります。したがって、大きな枠組みとして基本構想のその目的から外れるものではないと、このようには考えておるところであります。

続いて、4点目の市民の意見を聞き、事業計画を明確にした上で当初予算に計上すべきではないかということでもあります。

基本的には当然でありますので、私はこういったたぐいのものは当初予算で、あるいは計画の中でしっかり定めて議会にいろいろお諮りするのが、これが基本的な推移だと、このことは十分承知をしておるところであります。

しかしながら、今回のこの件につきましては、常々私も市民の皆さんとあらゆる場所やいろんなところで、いろんな御意見をいただいて可能な限り市政に反映をしていき、将来に向かって進めていきたいと、こういう努力は私なりに努めておるところであります。

そういった中で、さまざまな市民の皆さんからいろんな御意見を伺う中で、特に地域医療に対するニーズは非常に高いと実感をしておるところであります。また、総合病院の現在頑張っている先生方からも施設の問題、あるいは設備の課題なども常日ごろからお伺いをしておるところであります。そういった中からハード整備の必要性も常々感じておったところでもあります。あわせて、かねてより議会からもそのような御意見をお伺いをしておるところであります。

今回の用地購入は将来の地域医療を考えたとき、絶好のチャンスと私自身は捉えております。したがって、今回の今このタイミングを逃すと、なかなか厳しいと判断し、今回提案をさせていただいたと、こういう状況であります。

5点目の地域振興基金の取り崩しの件であります。地域振興基金は合併特例債を財源とし、地域振興を目的として新市建設計画に基づき、果実運用、場合によっては原資活用ができる基金であります。

取り崩しにつきましては、新市建設計画に沿った事業であるなど条件はありますが、今回のこの目的は合致しておると、このように捉えておりまして、地域振興基金を繰り入れ充当するものであります。

以上であります。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 2回目させていただきますが、まず先行取得の根拠については説明がございませんでしたが、市にとって非常に有益な土地であると言われてましたが、市にとって有益ということは、市民にとってもメリットが非常に大きいということだろうと思っておりますが、それについて、もう一度どのような有益性があるのか、どんなメリットが市民にこの先行買収することによってもたらされるのか、そのあたりを教えてください。

それと、総合計画の中には具体的に明記はないが、大枠という話でございましたが、これは何でもありです、そうなりますと。総合計画を議会の議決を経てつくっ

ている意味というのは、やはり市長の独断で行政が行われてはいけないということ、あるいは市民の参画と協働でもってまちづくりを進めようという、大きな枠組みをはめた上で、勝手な行政運営になってはならないということをお互いに確認し合ったものだというふうに思いますが、そういうように具体的に明記がないのに大枠で大枠でといいますと、何でもありになってしまうというふうに私は思いますので、そこはしっかりとした裏づけを持つ必要があるかと思いますが、その辺についてもう一度お答えください。

それと、市長も当初予算にしっかり事業計画を立ててすべきだという認識はお持ちだが、今回は突然いい土地が降って湧いたみたいな話で対応せざるを得ないように聞こえてくるんですけども、それにしても病院の建て替えという決断をされる以上、これも裏づけが僕は必要だと思うんです。

現在の病院が相当経営が苦しい、その一方で、施設の修繕も今のところでは難しいという課題も抱えているということから、どこかに新たな用地を求めていかなければいけないというのはわかると思うんですが、その場合はいろんな比較検討があって、そして、いろいろ検討した結果、ここが最適というようなものが示されていかなければ、それが本当の候補地あるいは適地という判断は難しいんじゃないかというふうに思うわけですね。そういうことが今回されてなくて、最初にあの土地ありきのように受けとめられても仕方ないんじゃないかなと。その後に病院というものが理由がついてきているようにしか受けとめられないんで、その辺もう一度土地を購入するに当たっての計画の中身、あるいはそこを候補地とする場合の手順、その辺に不十分さがあるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それと、基金の、これ従来、財政担当からは地域振興基金というのは果实運用型の基金であると。要は積み立て本体を取り崩すのではなくて、そこから生まれる運用益によって地域振興の事業を行うんだという説明をずっと受けてきましたが、ここに来て急に取り崩しになっておるわけで、取り崩しが違法ではないんだろうというふうに思いますが、市長から説明がありましたように、合併特例債を財源に基金造成してますから、その償還が終わってるものでなければ取り崩しはできないというふうに思います。ですから、その合併特例債の償還が全て終わったものかどうか。まだ残っているものがあれば、取り崩すことはできないと思いますが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私のほうからは、前段の考え方の部分で基金のより具体的な

ことについては、担当部長のほうからそのことについて答弁させていただきたいと思います。

ちょっと順番が後先になるかもわかりませんが、お許しいただきたいと思います。まず、当初予算の問題であります。私も先ほど答弁させていただいたとおり、基本的には、当初予算でしっかりということは、予算も含めて議会との当然のあり方だろうと、このように考えております。

ただし、先ほど申し上げたとおり、この将来の地域医療を考えたときに、今は私は絶好のチャンスと捉える中で、将来に向かっていく、そのための用地については今しかない、こういう考え方で先ほど御答弁申し上げたところであります。

その中で、先行取得の法的根拠にいわゆる回答がなかったということですが、いわゆる先ほど申し上げたとおり、公拓法であるとか、あるいは都市計画法とか、そういったたぐいのものではない。これはこの前も御答弁申し上げたとおりであります。したがって、あえて申し上げられるとしたら、地方自治法の第149条に定める市長の担当事務で、その第6号があるんですが、「財産を取得し、管理し及び処分すること」ということがあります。私はあえて法律的におっしゃるならば、そのことかなあと、こう思っています。

ただし、私は、今回の取得のことにつきましては、いわゆる法的な云々ではありませんので、言葉は適当かどうかはわかりませんが、市民の売買というふうな捉まえ方、こういうふうな捉まえていただいたら、よりいいかなあと、このように思います。その法的根拠につきましては。

続いて、先行取得する理由ですが、先ほど申し上げたとおり、いわゆる今回のこういった条件的に整ったいろんな土地というのは将来にわたってこういう土地を購入するというのは非常に私は第1回目で御答弁申し上げたとおり困難だと、このように考えております。

現状の総合病院の敷地、いろんな意味で建屋は別にしまして、約であります。1万5,000から6,000あります。それは駐車場であったり、官舎であったり、いろんなことがあります。今日的な課題で地域医療あるいは中核病院としての役割をどうするかということについては、これから議会や市民の皆さんと一緒に考えていくのは当然ですが、そういった中で今回の土地というのはなかなかこれからは探すのに非常に厳しい状況にという判断をしたところであります。したがって、繰り返しになりますが、今回こういう申し出であって、このことについては市として将来に向かっての、私はある意味の用地購入というのは市民の皆さんにとっても有益で

あると、このように判断をしたところであります。

それから、総合計画、基本計画の大枠とおっしゃったんですが、前回の平成28年度の計画については当然市民の皆さんからいろいろ御意見をいただいて、審議会を開いて議会で議決をいただいて、基本目標を定めて、より方向性を定める中で前期の基本計画を定めて、次の後期の基本計画に移っていくと、こういうことでもあります。

しかし、実際の計画に当たっては実施計画で毎年見ながら3年の中でローリングをしながら、予算をつけて、これは議会のそれぞれの議論をしながら進めていくということでもあります。その大きな目標に私は今回将来にわたって地域医療を守る拠点をつくっていくという、あるいは市民の皆さんの意思をそこにあらわすということについては大きく間違っていないと、このように考えております。

そういう一つの根拠に、前回の振興計画でいろいろ市民のアンケートをとっております。市民の皆さんから要望とか、こんなまちであつたらいいなあということに30数目あるわけではありますが、その上位五つの中に、やっぱりどうしても安全な、安心な医療の、あるいは地域医療の確保というのがあります。それから、現状を捉えたときに、現在の医療はどうかというと、なかなか厳しい状況やと。もっとしてほしい。しかし、地域医療を守っていくというのは高いニーズがあるというアンケート結果が出ております。そういうことも含めると、私は今の基本構想を市民参画に基づいて決めていただいたことの方角については、何ら間違っておらないと、このように考えておるところであります。

以上、そういうことで2回目の御質問の答弁になったかどうかわかりませんが、そういうことでよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 私のほうからは、地域振興基金の関係について御答弁をさせていただきたいと思います。

今御指摘をいただきましたように、基金につきましては、総務省の通知によりまして、果実の運用さらには場合によっては合併特例債の元金償還が終わった額の範囲内で取り崩しができるということで通知が来ております。基金についてはそういうことで取り崩しができるということで、現状、前年度末までに償還が終わった額ということになってございます。

宍粟市の場合、平成29年度末で合併特例債の償還済額7億8,800万余り償還をしておりまして、その範囲内で取り崩しをするということでございます。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 3回目なので最後にいたしますけども、明確にちょっと答弁いただきたいんですけども、細かいことはもうあと委員会でやらせていただこうと思いますけど、市長、意気込みをすごくしゃべられるんですけど、裏づけが何もないんですよ、資料としても。有益だということについての具体的なものを示してほしいと言っても何もないんですよ。有益だとおっしゃっているだけなんですよ。だから、僕らは審査できないんですよ、そこが。

それと、市民との公式な場で議論してきたかということもないんですね。それから、病院も建て替えると言われても、建て替え費用がどのぐらいかかるのか、どんな病院をつくっていかうとするのかというたたき台、あと具体的にはそら市民の皆さんと、あるいは議会も含めて議論しながら最終的なものは決めていくんでしょうけど、この土地を買う段階で青写真すらないんですよ。だから、意気込みだけをおっしゃっているんで、何でもっと具体的な資料が出てこないのか。後で委員会でも出すというふうに言っただけですか。でないと、今のような言葉だけでおっしゃってもなかなか審査は難しいというふうに思います。

これが私の最後の質疑でございます。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 決して意気込みはもちろんそうではありますが、当然それぞれの議会の議員の皆さんの立場であったり、私の立場であったり、いろいろあるわけではありますが、私は一つは、確かに具体的なことを含めて順序よくこうするということは非常に大事なことでありますが、今回のこのケースは今おっしゃるようなことではなかなか厳しい側面があります。したがって、10年先を目指して、これからのまち、地域医療をどう考えていって中核たる総合病院をどうするかと、こういうことでありますので、現段階で可能な限り示せることについてはお示しするよう努力はしていきたいところでありますが、ただ、建て替えのイメージであったり、いろんなことについては具体的にまた委員会で少しいろいろ御議論もあると思うんですが、現段階で先ほどおっしゃったような、より具体的な資料までは提示できないのは御理解いただきたいと、このように思っています。

ただ、私は今後10年間、目標ではありますが、10年になりますか、あるいは場合によって15年になるかもわかりません。ただ、その目標に向かって進むということも大事やと、このように捉えておりますので、その点でよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（実友 勉君） 続いて、3番、山下由美議員。

○3番（山下由美君） まず最初に、これまでの経過でわからないところがあるので、お尋ねしたいと思います。

今回、追加補正されます予算6億6,167万円は、山崎町中比地の東亜林業工場跡地を公立宍粟総合病院の移転予定地として適切ではないかと判断して購入するためのものという説明であります。しかし、これまでの総務経済常任委員会においても、昨年9月より東亜林業の跡地を購入したいとのことで、口頭説明が始まりましたが、その目的や用途、資料の提出等はありませんでした。

昨年11月14日の総務経済常任委員会での口頭での報告では、購入後の方針は、定住化に繋がる企業誘致の方向を検討・研究していきたいということでありました。それが、12月になって突然今回の宍粟総合病院の移転予定地ということで話がありましたが、その経過の説明をお願いしたいと思います。

また、この土地の購入については、土地所有者の方が選定された不動産業者に仲介だけではなく代理人としてお願いしているということでありましたが、その不動産業者名等は明らかにされませんでした。その不動産業者名、あるいはまたその経過の説明をお願いいたします。

続きまして、兵庫県保健医療計画（圏域版）原案との整合性ということでお尋ねいたします。

公立宍粟総合病院は、兵庫県保健医療計画（圏域版）原案において、特定中核病院としての指定や、県養成医の優先的な派遣、2次救急医療機関としての病床機能の確保は計画はされておりますが、建て替えの計画はありません。兵庫県の医務課に確認をしましたが、建て替えは聞いていないとの返事でありました。どうなのかお尋ねいたします。

続いて、第三者の意見は取り入れないのかということをお尋ねします。

昨年12月13日、市長が議員協議会に説明に来られたとき、市民の意見を聞くべきと言う私の質問に対し、市長は、総合病院の移転予定地を決めるのは政治的判断だというふうにお答えになりました。それでよいのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、大きく3点いただいておりますので、1点目のその経過については担当部長等々から、県の保健医療計画との整合はどうかということについても担当の健康福祉部長のほうから答弁させていただきます。

3点目につきましては、議員協議会に私も出させていただいて、それまでの少しの経過も御報告申し上げました。そういう中で総合病院の建て替えの候補地としてはいろんな条件、先般の答弁で申し上げましたが、いろんなことをもろもろ勘案して適地と判断をして、その意志をもってこれまでの経緯を踏まえる中で、私として最終判断をしたと、こういうことでもありますので、そのように理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 私のほうからは、総務経済常任委員会での関係の部分、それから代理人の関係の部分、この2点にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、9月の総務経済常任委員会以降、公拡法の関係でありますとか、あるいは用地購入の協議、それらの進捗状況を毎月の常任委員会のほうに御報告をさせていただくということで、この間進めさせていただいております。

御質問の11月の委員会、これにつきましては、当然説明の中では企業誘致、それは当初からそういうお話も含めて御説明をしておりましたけども、この11月の委員会の中におきましては、私のほうから企業誘致以外の市として対応しなければいけない課題、そのようなものがある場合については、それも視野に入れて検討するというような御説明もさせていただいたところでもあります。

企業誘致も、あるいは病院の建て替えというのも非常に宍粟市にとっては大きな課題でございます。そのようなことを踏まえてその答弁をさせていただいたというふうに理解をしておるところであります。

病院の建て替えというものにつきましては、課題として大きく捉えておまして、昨年の3月に策定をさせていただいております地域医療推進のための基本方針、この中にも総合病院の建て替えというものを盛り込まさせていただいております。そのことを見越した用地の購入、そういうこともその時点では一定内部的には議論をしております。ただ、明言をする状況にございませんでしたので、そういう御答弁をさせていただいたというところでもあります。いろいろ議論をした中での12月の議員協議会でのお話ということで御理解をいただければというふうに考えております。

それから、代理人の関係でございます。

代理の不動産業者につきましては、所有者の方が専属専任媒介契約、これをされている業者でございます。市が依頼したものではありません。

また、業者名は市と契約関係にございませんので、ここでの答弁については差し

控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） それでは、私のほうからは県の保健医療計画に関する御質問にお答えをさせていただきます。

兵庫県の保健医療計画は圏域ごとに、健康福祉推進協議会の医療部会におきまして保健医療計画の推進、また病床の調整であったり、医療連携体制の構築などが協議されたものが反映されております。

計画の内容は、圏域の医療の状況や各病院の役割などを示し、圏域における地域の課題に応じた重点推進方針や地域医療構想をまとめるものでございまして、各病院の建設計画を定めるものではない、そのようなものになっております。

以上でございます。

○議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

○3番（山下由美君） それでは、再質問をさせていただきたいと思うんですけれども、まず、これまでの経過についてなんですけれども、11月14日の時点でさまざまな方向性を考えていたと言いましても、この購入用地が本当に病院を建て替えるのに適地と言えるのかということは、あまりにも短時間で判断されているように思われるわけなんですけれども、どのような調査の結果、適地と、数カ月だと思うんですけれども、この短期間でどのような方法で判断されたのかということを知りたいと思います。

それとあと、兵庫県保健医療計画原案との整合性についての再質問をさせていただきたいと思うわけなんですけれども、兵庫県のほうでは、今、公立宍粟総合病院の建て替えそのものは考えられておらずに、現在の総合病院を充実させる方向性しか出ておりません。もし建て替えとなりましたら、やはりもう少し圏域内で議論すべきこととなりますので、この考え方というのが宍粟市で考えられていることとなりましたら、財政的にどのようにしてこれを実現させるのかということも真剣に考えていかなければならないところになってくると思うんですけれども、その辺の財政的な計画は立ててあるのかということ。

それから、次、第三者の意見は取り入れないのかということと、再質問させていただきたいと思うんですけれども、12月の13日に市長が議員協議会に来られたときに、総合病院の意見予定地を決めるのは政治的判断だと、確かに言われましたよね。とすれば、どのような視点、観点から政治的な判断というふうに考えられたのかということをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 議員協議会ですので、あえてそういったときに、いろいろなことを御説明申し上げた中で最終的に政治判断ということで、あのときには御答弁したことは間違いありません。

ただ、この本会議の場で私は政治的判断というようなことはとても言える状況ではないのは当然のことではありますが、ただ、最終判断をしたということでもあります。

その判断に至った経緯の中は、1点目に御質問ありましたように、短時間の中でどうだったのかということがまず御質問にもありました。確かに8月の下旬以降、9月の月上旬に議員協議会でいろいろ御報告申し上げて、いよいよそのときには先ほど来、出ておったとおり、企業誘致等々も踏まえながら、そういったことについて市として購入の方向もあり得ると。こんなことの中で経過も、あるいは今後の方向についてもお話をさせていただきました。その後、逐一また先ほど担当部長が答弁申し上げたとおり、委員会の中でも一定の流れというか、状況も御説明をしておったのではないかなど、このように考えております。

ただ、先ほどの御質問等々、大畑議員の答弁でも申し上げたとおりであります。今回の用地購入につきましては、将来の地域医療にとって宍粟市として非常にある意味絶好のチャンスと、このように私自身は捉えたところでもあります。このタイミングを逃すと、なかなかああいった用地は求めるのは非常に厳しいと、こういう判断も一つあったところでもあります。

今の現状の先ほど申し上げたとおり、1万6,000何がしの平米の中で、今後地域医療あるいは総合病院を考えたときに、また現地建て替えを考えたときに、なかなかこれは現実問題として厳しいと。将来にわたってはやっぱりどっかに用地を求めていかないと、こういうことも視野に入れながら、地権者の方からこういう申し出があったときに、交通の利便性であるとか、いろんな問題、用地のことを含めて最終的に私は判断をさせていただいて、今回このタイミングでもって議会に提案をさせていただいたと、こういうことでもあります。

それ以外に、じゃあ、具体的にどうかといいますと、なかなか現段階では具体的にこうこうというのはなかなか申し上げにくいところではありますが、今後、よりその目標に向かって市民の皆さんや議会と一体になりながら、中核病院としてのあり方だったり、いろんなことについては当然市民の皆さんと一緒に考えていくべきだろうと、このように考えておりますが、私は一定大きなそこへの市民の皆さん

んと目標を共有していきたいと。そのためには、財源も非常に厳しい中ではありますが、歯を食いしばりながら、何とかその方向を向いて一緒になって進めていく必要、ちょうどそのいい機会と私自身は捉えておりまして、その判断等々をもって今回こういうことに至ったと、このように御理解いただいたらありがたいと思います。

○議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

○3番（山下由美君） 財源等は大変苦しいが、歯を食いしばりながらとおっしゃられますけれども、やはり不可能なことは不可能になってしまうのではないかと。もう少し市民のことを考えて、しっかりとした計画を立ててもらいたいな思うわけなんです。といいますのは、総合病院の建て替えの根拠となる医療計画もなく、また建て替えのための市の財政状況の検討資料もなく、このまま土地だけ買うということは、建設あるいは運営等を民間にお願いするということになりかねないのではないかと。そうしますと、やはり市民が望む現在の公立の病院をより充実したものに、兵庫県保健医療計画もそんなふう書いてあるんですけども、市民が望んでいる現在の公立での病院をより充実しなければならない、そういったことができなくなるのではないかとこのように考えますが、そういった心配はないのでしょうか。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私は当然この宍粟総合病院というのはこれまでのいろんな経緯の中で公立がその役割を担ってきました。当然公としてこの病院は私は現段階としては是非市として守り抜いていく必要があるだろうと、このように考えておりまして、ただ、これからどういう病院の立ち位置をしたり、あるいはどういう機能を持たしたり、これからさらに高齢化社会が進む中で、しっかりと定めていくことについてはこれからの議論が始まっていくだろうと、このように考えております。

そこで、今回の県の保健医療計画については、もう御存じのとおり、特定地域中核病院としてこの総合病院が位置づけをなされました。県の養成医もようやく10年を迎えようとして、県の養成医につきましても必要な場合について、この僻地病院としての総合病院に派遣をしていこうと、積極的に県も支援をしていこうということも位置づけをしていただきました。

したがって、冒頭、御質問のあったとおり、県が建て替えを承知していないと、聞いてないということではありますが、県のほうにお尋ねになったようでありますが、私は今回議決をいただいて、よしということになれば、県のほうにも、これから国のほうにも働きかけをして、一緒になって財源の確保、あるいはあるべき姿を求めていきたいと、このように考えておりまして、そういう観点でありますので、今の

段階では県に建て替えについては申ししておりません。いよいよ議決いただきますと、これから本格的にいろいろ動いていきたいと、このように考えております。

○議長（実友 勉君） 続いて、5番、今井和夫議員。

○5番（今井和夫君） 失礼します。私のほうからは、1点だけお聞きしたいと思えます。

先ほど来の市長の御答弁の中でもあったんですけども、今回のこの案件、今しかないという言葉が市長も先ほどからずっと言われておられるんですけども、そこについてもう少し、なぜ今しかないのかというところの具体的な説明をお願いしたいなと思うんです。

というのは、要するに今から病院の建て替えという、とんでもない大事業をやっぴりみんなやっていこうということ始めていこうとされているわけで、そのためには何よりやっぱり一番大事なのは、市民が納得してみんなが協力して、力を合わせて、じゃあ、みんなで頑張って、先ほど来おっしゃってましたように、少ない財源の中でも歯を食いしばってでもみんなで頑張っていくという、そういうみんなの市民の思いがそういうふうになるということが僕はやっぱり何より一番大事だと思うんです。

そういう中では、やっぱりこの用地取得に関してもあそこが一番いい場所だなあ、あそこしかやっぱりないんだなということが市民みんなが本当に実感を持てる、それがやっぱりこの第一歩として、まず一番大事だと思うんですね。

そういう中で、いろいろ検討したけども、ここがいいんだとか、先ほど大畑議員の質問にもありましたけども、本来としては比較検討していった中で、やはりここが一番適地なんだと。例えば単純な希望だけで言えば、本当はもう少し北のほうにやっぱりつくってもらいたい。何である宍粟市の一番南としてあるのかなみたいな、そういうふうな部分もあるんですけども、そういうふうなこともやっぱり納得ができるような、そういう意味で、先ほど来言われてましたが、本来は定例議会できちっといろんな資料をそろえてやっていく。それに向かってはやっぱり市民にも今度こういうふうな計画を持っているんだと、公立病院はやっぱり現状ではこういうふうな状況だから、やっぱり建て替えが必要なんだと。そのためには、やっぱり大ざっぱな計画としては、財源的にもこういうふうな形で何とかやっていきたいと思ひやんだと。そういうふうなことはある程度示された中で、用地の中でもこういうふうな条件だから、ここはいいんだというようなやっぱりそういうふうなことを定例議会の中できちっと示されて、我々議員としても、その後である程度いろんな人

の意見を聞ける、そういうふうな時間的なことですね。そういうことをやっぱり十分踏まえていきながらやっていくということが、やっぱり市民の納得をしてもらうためには、一番大事なんじゃないかなあというふうに思うのですが、ちょっとそういう意味では、今回市民に対しては大多数のほとんどの市民に対してはやっぱりこの間の神戸新聞の話が初めてだったと思うんですね。あれを見たほとんどの方は、決まったことなんやなみたいな、そういうふうにして一般の人は受け取るんですけども、文面はきちっと読んだらそうじゃないのはわかるんですけども、ああ、なんかそういうことらしいなあみたいな感じで受け取っておられる方が多いんですけども、やはり今度こういうふうな計画を持っているんですけども、どうだろうかという、まず問いかけのところからやっぱり市民に始めていくのが、やっぱり本当は市民に今からいろんな意味で、例えば基金をつくるとか、積み立てていくとかいうような場合でも、やはり直接、間接に市民に負担を強いていくこともやっぱりあると思うんで、そういうこともお願いしていく上ではそういう協力を納得をしてもらうということが大事だと思うんですけども、そういう意味ではちょっと急ぎ過ぎているんじゃないかなという気がしないでもないんです。

今しかないと言われた、そこの根拠ですね。何かやっぱり事情があるんだろうか、そのあたりがあればもう少し市民が納得できるような御回答をいただければなというふうに思うんです。

以上です。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） ありがとうございます。今井議員のおっしゃった意図、趣旨も十分そのとおりだと思います。いろんな政策を形成していく段階で、あるいは計画をしていく段階で、市民の皆さんと一緒に将来をまちをどうする、例えば用地購入もいろんなことも当然そういう手順を追うということは、基本的なベースとしては私はそのとおりだと、このように考えております。

しかしながら、今回の用地購入につきましては、非常に先ほど来ありましたように、短期間でどうだったのかと、こういうことでありますが、その中でそれぞれの立場もありますが、私の立場としては、繰り返しになりますが、今回のこの用地、あるいは土地の状況、あるいは相手先のこと、いろんなこと、それから立地条件、将来を見据えて、それから特に地域振興の中でも安全・安心の最後の砦と、いわゆる医療を守るといふ、こういうもろもろ総合的に考えた中で、私は今しかないと、このように考えております。これを先延ばしして、じゃあ、あの場所が求められる

かという、私はそうではないという判断に至ったものですから、今回こういうことになったということでもあります。

それから、もう一方、A地、B地、C地というふうな形で提案を申し上げて、A地が一番よろしい、あるいはB地がよろしいと、これには相当の時間がかかると思いますが、現実問題として私たちは市民の皆さんから負託を受けて、何もかもそのとおりにせよというんじゃなしに、それぞれのいろんな政策によって、あるいは施策によって一定判断をせざるを得ん場合もあると、私自身は捉えておまして、今回はどうしてもこの用地を市として先行で取得をして、将来にわたって病院を建て替えるという目標を持って、これから議会や市民の皆さんと一つ一つ議論を交わして行って、将来に向かって進めていく、このことこそ私は今がチャンスだと、このように捉えておまして、それ以外になかなか説明せよと言われても、具体的な説明に至らないということでもありますので、どうぞそういう判断で今のところしておるということについて御理解をいただきたいと、このように思います。考え方はいろいろあると思うしております。

○議長（実友 勉君） 5番、今井和夫議員。

○5番（今井和夫君） もう一つだけ聞きますけども、例えば今のその地権者のほうにやっぱりある程度、8月から話があって、今まで待ってもらっていると思うんですけども、例えば今度の3月の定例議会に、もう少しきちっと資料を出してしたいんで、市民にももう少しきちっと説明したいんで、3月まで待ってもらえんかという、そこら辺はやっぱり難しいんですか。そのあたりはどうなんでしょうか。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 実は、私の立場では代理人さんを置いて直接交渉はしておりません。具体的には担当がいろいろやっております。それぞれの状況もつぶさに聞いております。したがいまして、今おっしゃったことについての妥当性があるかという、現実には非常に厳しいと。先ほど申し上げたように、これを延ばすと非常に厳しい状況と伺っておりますので、そういう判断のもとで今回に至ったということ御理解いただいたらと、このように思います。

○議長（実友 勉君） 5番、今井和夫議員。

○5番（今井和夫君） 最後になりますが、今日は1月11日ですけども、今日を逃せばこの話は相手のほうからキャンセルされるという、そういう意味でしょうか。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） いいえ、そういう意味ではありません。具体的にそういう意

味ではありませんが、ただ、私としてはいろいろ聞いておりますのは、なかなか厳しいということでもあります。

○議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第1号議案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

ここで委員会審査のため暫時休憩をいたします。

午前10時26分休憩

午後 4時50分再開

○議長（実友 勉君） 休憩を解き、本会議を再開いたします。

あらかじめ本日の会議時間は、議事の都合により延長いたします。

ここで委員会審査のため暫時休憩をいたします。

午後 4時50分休憩

午後 5時25分再開

○議長（実友 勉君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま予算決算常任委員長から、第1号議案の審査が終了したとの報告がありました。

お諮りします。

第1号議案を日程に追加し、追加日程第1号として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって、第1号議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長（実友 勉君） ここで暫時休憩をいたします。

午後 5時26分休憩

午後 5時27分再開

○議長（実友 勉君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程第1 第1号議案

○議長（実友 勉君） 追加日程第1、第1号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本議案は、本日の本会議で予算決算常任委員会に付託をしていたものであります。予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、4番、東 豊俊議員。

- 予算決算常任委員長（東 豊俊君） 平成31年1月11日に審査付託のありました、第1号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により詳細審査を全体の委員会で行うことと決定しました。

関係職員に説明を求め、審査を行いました。

委員会全体会の審査報告は次のとおりであります。

今回の補正につきましては、東亜林業株式会社が製材事業から撤退されたことに伴い、閉鎖される本市山崎町中比地の工場の跡地を公立宍粟総合病院の建て替えも見据え、公共用地として先行取得するための予算を計上するものであり、歳入歳出それぞれ6億6,167万円増額し、補正後の総額を268億5,787万5,000円とするものであります。

なお、当該用地に相当数の建物、工作物があり、購入後においても除却作業に期間を要し、除却の完了が来年度になる見込みであるため、用地購入費については繰越明許費を計上するものです。

当局の説明後、質疑を行いました。委員からは、現地での建て替えが可能ではないのか。なぜ今土地を取得するのか。本当に適地なのか。議論が尽くされていない。市民不在の議案である。もう少し議論すべきとの意見が出されました。

当局からは、先行して土地を求めるのが今が絶好のタイミングである。計画については、今後しっかり検討していくとの回答がありました。

自由討議、討論の後、採決しました結果、第1号議案、補正予算1議案については、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告をいたします。

- 議長（実友 勉君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

3番、山下由美議員。

- 3番（山下由美君） 日本共産党の山下です。第1号議案、平成30年度宍粟市一般

会計補正予算（第6号）について、反対の立場から討論を行います。

今回、追加補正されます予算6億6,167万円は、山崎町中比地の東亜林業工場跡地を公立宍粟総合病院の移転予定地として適切だと判断し、購入するための予算です。

昨年9月より総務経済常任委員会において、東亜林業の跡地を購入したいとの口頭説明が始まりましたが、その目的や用途、資料の提出はありませんでした。また、11月の口頭報告では、購入後の方針は定住化に繋がる企業誘致の方向を検討・研究していきたいとの説明がありました。

しかし、12月になって、突然、公立宍粟総合病院の建て替えを見据えて用地を確保するという話に変わりました。公立宍粟総合病院の事務部長も12月になってこの話を聞いたと説明されております。その上、この土地の購入においては、当初から土地所有者の方が選定した不動産業者に仲介だけではなく、代理人としてお願いしていると言いながら、その不動産業者名は民間同士の話だからと明らかにされず、経過などの説明もありません。6億6,167万円もの公費を使うのに、これでは市民に説明することができません。

購入用地は病院を建てるのに本当に適地と言えるのか。このような短期間で判断できたのかどうか。宍粟市全体を見て市民にとって適地と言えるのか。防災面でも安全な適地と言えるのか。工場の跡地なので土壌汚染は大丈夫なのか。病院を新しく建てるというなら、調べてほしいという市民の声にも応えられてはおりません。

また、病院を建て替えるための計画や財政状況の検討はなされているのか。確認をして判断をしたいと考え、公立宍粟総合病院の建て替えの根拠となる医療計画や建て替えのための市の財政状況検討資料、また安全で利用しやすい適地であると確認できる資料の掲出を求めましたが、該当する資料は提出されず、説明においてはこれから考えていく方向の説明が繰り返されました。

市民が望む安心して医療を受けることのできる公立の宍粟総合病院を新しく建設することは必要なことだと考えております。市長は、総合病院の建設地を決めるのは政治的判断だと考えておられますが、総合病院の建て替えのための第三者委員会をつくり検討する必要があります。

以上のような理由で現時点においては、この補正予算に賛成することはできません。

○議長（実友 勉君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、浅田雅昭議員。

○ 8 番（浅田雅昭君） 8 番、浅田です。第 1 号議案、平成 30 年度宍粟市一般会計補正予算（第 6 号）について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正は、将来の総合病院建て替え用地として、公共用地を先行取得しようとするものでございます。

宍粟総合病院は、市内唯一の総合病院であり、2 次救急を担う病院として、また、多くの病院で出産ができない状況の中、周産期医療の中心的役割を担うとともに、僻地医療拠点病院としての役割など、宍粟市はもとより西播磨及び姫路市北部の中核病院として市民の命と健康を守る、なくてはならない病院であります。

さらに、今後の超高齢社会に対応するためには、急性期病床と回復期病床を合わせ持つ、地域包括ケアシステムのかなめとなる病院です。

しかしながら、建物や設備においては老朽化が進んでおります。このままでは市民の命と健康を守る砦としての役割を果たせなくなる、その時期が来ることから、私は平成 29 年 9 月定例会において、総合病院の施設の老朽化に対応していかなければならない。財源確保と今後の施設整備に向けて準備をする時期であると申し上げました。施設整備に当たっては、大きく二つの課題があると考えていました。

一つは、財源です。施設整備には多くの費用が必要であり、しっかりと財政計画を立てる必要があること。二つには、用地の確保です。少なくとも現状の 3 倍程度の用地の確保が必要と考えています。まとまった用地を確保することの難しさは、私が言うまでもなく議員の皆様も十分認識していただいていることだと思います。医療体制が不十分なまちからは人は出ていきます。医療体制が不十分なまちには人は来てくれません。第 2 のダム機能を担う重要な施設の一つであります。

救急医療と周産期医療を担い、急性期病床と回復期病床を合わせ持つ病院は宍粟市及び播磨姫路圏域北部になくてはならない病院であります。平成 30 年 3 月策定の宍粟市における地域医療推進のための基本方針においても病院機能の充実に向けた施設整備の必要性も明記されております。

購入価格も不動産鑑定を行い、適正妥当な価格であります。将来の病院建て替え用地としてこのような好条件の用地はありません。絶対に確保すべき用地であると申し上げ、賛成討論といたします。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○ 議長（実友 勉君） 次に、反対者の発言を許します。

12 番、大畑利明議員。

○ 12番（大畑利明君） 12番、大畑でございます。第1号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）について、現段階では審議が十分に尽くされていないということと、説明が不足しているという立場から反対の討論をしたいと思っております。

昨年の8月からこの用地の買い取り協議が行われておりますけれども、その段階では企業誘致の候補地としての協議であり、その後、12月に総合病院の建て替え用地としての計画が突如浮上してまいっております。その段階で、土地の先行買収をするのであれば、公有地の拡大の推進に関する法律の適用によって、しっかりとした買い取り協議を行い、土地所有者にもそれなりの優遇措置が受けられるような対応をとるべきであったと思いますが、全くそのことが審議をされていないし、研究もされていないというふうに、今日の審査の段階で明らかになりました。

この間、そういうことも行わず、ただ買い取り協議を所有者と当局だけで行ってきて、全く住民不在で進んでいることについても私は非常に問題があるのではないかなというふうに考えているところでございます。

総合病院の建て替え、あるいは病院を新たに、市民にとっては本当に必要なものとして病院が欲しい、ちゃんとした病院をつくってもらいたいという気持ちは多くの方が望んでおられます。それを実現するために、本当にこの場所でそれが実現可能なのか。今後の県の医療構想なり、国の今の流れの中でそれができるのかということも今日は再三質問をしまいたけども、用地を取得してから今後検討するという一辺倒でございました。

今日の一日の審議を通じて感じたことは、やはり用地の購入がありきであり、その用地が本当に他の用地と比較して市民にとって有利な用地であったのかという、そういう手続をとっていないという、ただこの用地が適切だという一辺倒でございましたし、先ほどもありましたように、建て替えするならば、その財政計画はどうなっているのかということについても十分な説明がございました。全てが今後市民の皆さんや議会と議論していくということでありましたから、そういうことから考えますと、やはり土地の購入が優先した今回の提案ではなかったかなというふうに感じずにはおれません。

市民は本当に病院を建ててほしいというふうに思っておられますし、私たちもそれを実現しなければならないというふうに思っています。そのために、土地だけ買って、あとそれが実現されないということがあっては困る、そういう思いから私たちも真剣に考えて議論をしてきたわけでありまして、10年、15年後という話ではなく、今の市長の任期中にある程度の見通しを立てると、そういうところまでは確約が欲

しかつたというのが実際のところでございます。残念ながら、今の段階ではそういう話は聞けず、採決に至ってしまいました。私たちとしては、十分な審議が尽くされたというふうに思いませんが、本当に病院が市民の思いどおり建つのかということについてもまだ十分納得できないという意味から、賛成しがたい思いでございます。したがって、この一日でこの案を決するという事について、市民とともに十分議論をする時間が与えられなかったことも含めて非常に残念に思っているところであり、議会人として反省しながら、今回の議案に賛成することができないということを申し上げて、反対討論といたします。

○議長（実友 勉君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君） 9番、田中一郎です。第1号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算について、賛成討論をいたします。

当該購入予定土地価格は、不動産鑑定評価において資産価格は妥当な水準であると思慮し、地価公示価格を基準とした価格とも均衡しており、基準価格の規範性は高いと判断し、鑑定評価額を決定したとあります。購入価格については何ら異議のあるところではなく、適切かつ妥当と考えます。

また、購入目的が総合病院の移転、建て替え工事であり、購入主目的が明確であります。総合病院は宍粟市総合計画、安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち、保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくりの実現を目指す基幹病院として中核を担う存在であります。

総合病院の老朽化は常任委員会、議会等において議論されているところであります。宍粟市の地域医療、地域包括ケアの中核としての役割、僻地医療拠点病院としての医療空白地域への代診医の派遣など重要な役割を担うものです。総合病院の移転、建て替え事業の推進計画は、宍粟市の人口対策等課題解決に大きく前進するものと強く感じる次第です。

購入予定地の環境は、広大な地域に立地し、周辺には住家も少なく、交通路網も整備されており、また、周辺にはクリニック、医院、院外処方薬局等、医療関係機関が散在しており、連携した充実かつ効率的な医療提供ができるものであります。

敷地面積においても現有敷地面積の4倍程度の面積が確保でき、現在議論されております地域連携室、入退院相談室等々、通所リハビリテーション、訪問看護ステーション等、介護・福祉・医療が連携して地域医療を推進、構築していく上において条件が整っている場所であると感じております。

よって、第1号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算について、賛成いたします。議員各位の御賛同、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（実友 勉君） 次に、反対者の発言を許します。

5番、今井和夫議員。

○5番（今井和夫君） 5番、今井です。私は、病院の建設そのものに反対しているわけではもちろんありません。南部の方も当然でしょうが、特に北部の方にとっては、この宍粟の中にしっかりとした中核病院が必要であるということは、もうその熱い思いは疑いの余地のないところだと思っております。

また、今の土地の購入そのものに反対しているというわけでもありません。また、出すのがなかなか難しいだろうなと私も思いながら出した資料請求です。午後からとはいえ、内容では不十分ではありますが、現段階としては精いっぱいの内容の資料を出していただいた、その誠意に対しては感謝したいと思います。

しかしながら、やはり朝も言いましたが、この大事業、100億からかかる、そして今から50年、60年、ひよっとしたらもっと使っていくことになるこの大事な市民病院というもの、そのつくっていき方として、やはり朝も言いましたけども、市民みんながやっぱり納得して、みんなが力を合わせて協力して頑張ってつくっていき、みんながそういうふうにしていける、そういう事の進め方、それが僕は何より一番大事なのではないかなというふうに思います。

そういう意味では、やはり少し事の進め方が拙速ではないかなというふうに思わざるを得ません。また、朝の答弁の中で、これ以上延ばすことはできないのかという中で、それは非常に厳しいんだという答弁がありました。それが本当にどうしようもないのならば、私としてはせめて15日の予備費までは延ばしてほしかった。今日は一日ずっとこの討論を放送もされています。ネットでも中継もされています。多くの方が見ていると思います。せめてその人たちの意見を少しでも聞けたら、そしたら、またそれで私自身余計に迷うかもしれませんが、やっぱり少しでも意見を聞いていく、そういう進め方の中で、せめて15日の予備日があるんだったら、そこまで延ばしていただいたら、私ももう少し考えられたかなというふうに思います。そういう意味で、この日程というか、この進め方に対して私はやはり反対せざるを得ません。そういう意味の反対であります。

最後に、市長もまた委員会の中でも10年後とか、あるいは15年後になるかもしれないとかというような言葉が出ていましたが、ここまで話が出てきている以上、また、委員会の中でも今の総合病院の中でさまざまなふぐあいがあるということがい

ろいろ明らかになってきている中で、10年後に建て替えますっていうのがわかっていたら、恐らく放ったらかしになると思うんです。少額の改修だったらするかもしれませんが、高額の改修になってきたら、やっぱりまたそのうち建て替えるんだから、今はもうやめておこうというふうになっていくと思います。そうなっていったら、ますます今の赤字がどんどん増えていく、そういうことも非常に予想されますので、もうそんな10年後とか15年後とかって言うんじゃないかって、話がここまでくれば、もしこの後可決されて、話がここまで来れば、もう本当に一日も早く取りかかっていただいて、少しでも赤字の状態が脱せられるように、そういうふうにすぐにかかっていただきたいなというふうに思います。

蛇足になりますが、私としては本当はもう少し北のほうにつくっていただきたいかったというのがあります。そういう中で、今回購入するとなったならば、あの土地はいろんな使い方は僕は考えられると思うんです、はっきり言って。この進め方に反対なんです、僕は。だから、ほかで有効な病院の土地がもしこの間見つければ、またそれは柔軟に考えていただきたいなというふうにも思います。

以上です。

○議長（実友 勉君） 次に、賛成者の発言を許します。

15番、西本 諭議員。

○15番（西本 諭君） 15番、西本でございます。第1号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）に対して賛成の立場で討論を行います。

今回、病院予定地として先行取得する土地についてでございますけれども、やっぱり病院は今現在老朽化が進んでおります。市長も10年程度かけて計画するというものでありましたけれども、10年たてば、もう既に今の病院はさらに老朽化していくということがございます。そういうことがありますので、早急に土地を購入し、これからは市民を交えて、どんな病院にするのかということをもみんなで話し合っていく、そして、よりよい病院にしていく、そして同時に、経営計画も改善できるよう、国県の力も借りながらみんなで作っていく、病院を建設していくと、それもさっきありましたけれども、なかなか大変な事業だとは思いますが、市民の理解が得られるよう、さらにここからスタートという形で進んでいただきたいという意味で、今回の第1号議案は賛成といたします。議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（実友 勉君） 次に、反対者の発言を許します。

2番、宮元裕祐議員。

○2番（宮元裕祐君） それでは、第1号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）について、反対の立場で討論させていただきます。

今現在、宍粟市では参画と協働のまちづくりというところで、いろいろな行政の計画などについては市民参加ということで、委員会を15名なり、いろいろな事業に対して市民意見を求めながら一緒に宍粟市をつくっていこうという立場で進められております。大きな事業であれば今現在進められているのは、生活圏の拠点づくりであります。その生活圏の拠点づくりでも、やはり15名ぐらいの市民の方が自分が住むまちをどうしていきたい、どういった生活、これから自分の子ども、10年、20年先を見据えた拠点づくりの案が出されております。

そういった中で今回の総合病院、この病院というのは、宍粟市民、宍粟市民だけじゃないんですけれども、やはり生まれてから亡くなるまで、本当に85年、90年、市民の方が利用される、できるだけ利用しないほうがいいんですけれども、安心・安全というところではやはり病院というのは、なくてはならないもの、そういったものについて、今回に限って言えば、市民不在、市民の意見を聞く機会が今のこのスケジュールではないというふうに、どうしても私議員として感じております。そして、市民不在というのが今後市民と行政との距離というのがせつかく参画と協働のまちづくりで縮まっていたのが、またそっぽを向かれていく、こういう危険性があるんじゃないかなということで、やはり総合病院を建てるということに関しては、市民の意見を聞きながら慎重に進めていく、そして計画性をもって進めていくというのが大事じゃないかなと思って、まずこの1点目、市民不在というところで反対討論とさせていただきます。

続いて、場所になります。現在、東亜林業跡地に関しては4万平米、そして市当局から今後病院を建てるであろう、その敷地面積に関してはその半分の2万平米でいいわけなんで、その余計な土地まで取得するというところが、まず反対であります。

そして、あと場所にもよります。交通の利便性がいいというような回答もあったんですけれども、中広瀬交差点、山崎南インター、ああいったやはり渋滞のある交差点をすり抜けていく、そして、北部の人から見ると、山崎の神姫バスの停留所からまたバスに乗り換えて、その南まで乗り換えていけないといけないという、交通アクセスの利便性がいいというのに対して、やはりちょっと疑問、課題が残っております。そして、宍粟市はやはり南北、本当に広大な敷地面積を行政範囲としてお

りますが、そういった中で本当に宍粟市の最南端のあの場所が、皆さんが利用される病院のあそこが適地なのかという議論がまだされていないと思いますので、今回、あの場所、東亜林業跡地の用地取得に関して、また総合病院の建設に関してはやはり課題が多く残っているということで、反対討論をさせていただきます。議員各位の御賛同を得ますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（実友 勉君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

第1号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第1号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（実友 勉君） 起立多数であります。

第1号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期臨時会に付議されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって、第83回宍粟市議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 6時03分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 実 友 勉

宍粟市議会議員 大 久 保 陽 一

宍粟市議会議員 田 中 孝 幸